

目 次

まえがき

第2部 第2編 基準点測量

1. 第2編 基準点測量における改正の概要	1
1. 1 準天頂衛星システムの適用	1
1. 2 GLONASS衛星を利用したGNSS測量の利用拡大	1
1. 3 改正事項の解説	2
1. 3. 1 衛星測位システム（GNSS）の定義	2
1. 3. 2 GLONASS衛星を利用する場合のGNSS測量機の 使用条件	2
1. 3. 3 器械高、反射鏡高、アンテナ高の測定単位	3
1. 3. 4 既知点が電子基準点のみの基準点測量の仮定網平均計算	3
1. 3. 5 「付録2 公共測量における測量機器の現場試験の基準」 ：GNSS（RTK）	3
1. 3. 6 「付録6 計算式集」：鋼巻尺の補正計算	5
1. 3. 7 「付録6 計算式集」：経緯度 $\leftrightarrow$ 平面直角座標の換算式	6

第2部 第3編 地形測量及び写真測量

2. 第3編 地形測量及び写真測量における改正の概要	10
2. 1 改正された項目	10
2. 2 改正事項の解説	11
2. 2. 1 第2章 現地測量	11
（1） 第94条 ネットワーク型RTK法によるTS点の設置	11
2. 2. 2 第3章 空中写真測量	12
（1） 第108条 工程別作業区分及び順序	12
（2） 第3節 標定点の設置	13
（3） 第5節 撮影 第5款 フィルムの処理及び第6款 数値写真の統合処理	14
（4） 第7節 同時調整	14
（5） 第9節 数値図化	14
2. 2. 3 第6章 写真地図作成	14
（1） 第267条 写真地図データファイル等の格納	14
2. 2. 4 第7章 航空レーザ測量	15
（1） 延伸距離の設定	15
（2） 第272条 地図情報レベルと格子間隔	15
（3） 第281条 航空レーザ計測の点検	15

(4)	第5節 調整用基準点の設置.....	15
(5)	第285条 三次元計測データの点検.....	16
(6)	第295条 低密度ポリゴンデータの作成.....	16
(7)	第299条 グリッドデータの作成.....	17